第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

第５章　弁済資金の調達方法及び予想超過収益金の使途

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、更生会社が保有する現預金その他保有する資産の処分代金及び賃貸不動産の売却までの賃料収入等（予想超過収益金を含む。）をもってこれに充てる。

第６章　共益債権の弁済

第１節　更生手続開始日の翌日（平成21年７月１日）から平成22年１月末日までに支払った共益債権は、別表６のとおり、総額約132,625千円である。

第２節　平成22年１月末日現在の未払共益債権は、別表６のとおり、総額約334,191千円である。

第３節　前記未払共益債権及び平成22年２月１日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、更生会社が保有する現預金その他保有する資産の処分代金及び賃貸不動産の売却までの賃料収入等（予想超過収益金を含む。）をもって支払う。

第７章　更生会社の措置

第１節　株主の権利の変更

第１　更生会社による株式の取得

更生会社は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日に、当該募集株式を除く更生会社の発行済株式の全て（４万5000株。ただし、更生会社が既に保有している自己株式を除く。）を無償で取得する。

第２　発行済株式の消却

更生会社は、上記第１に基づく株式の取得と同時に、当該株式を含む自己株式の全てを消却する。

第３　資本金の額の減少

１　資本金の額の減少

更生会社は、資本金の額を以下のとおり減少する。

減少する資本金の額

１億400万500円

２　効力発生日

資本金の額の減少は、後記第２節の定めに基づいて発行される募集株式について出資の履行がされた日にその効力を生ずる。

第２節　募集株式を引き受ける者の募集（新株発行）

第１　募集株式を引き受ける者の募集

更生会社は、以下のとおり、新たに払込を受けて募集株式を引き受ける者を募集する。

１　発行する募集株式（普通株式）の数

１株

２　募集株式の払込金額

１株　１円

３　払込期間

更生計画認可決定日から、同決定日後１か月を経過する日までとする。ただし、管財人は、合理的な理由がある場合には、裁判所の許可を得て当該払込期間を延長することができる。

４　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金　１円

増加する資本準備金　０円

第２　募集株式の割当て

募集株式は、管財人である小林信明に割り当てる。

第３節　定款の変更

更生会社の定款を別表15「定款」に記載のとおり変更する。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。

なお、定款第６条（発行可能株式総数）の変更の効力は、更生計画による募集株式の発行の効力が発生したときに生じる。

第４節　役員の退任等

第１　役員の退任

更生会社の取締役及び監査役は、更生計画認可決定日をもって全て退任する。

第２　取締役の選任等

１　取締役の選任

新しい取締役は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。

２　取締役の任期

前記１の取締役の任期は、更生計画認可決定の日から２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　取締役の変更、補充又は増員

前記２の任期内に取締役の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任する。

変更又は補充により選任された取締役の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一期間とする。

４　取締役の報酬

取締役の報酬は、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。

第５節　解散

第１　解散

更生会社は、更生計画認可日後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。

第２　清算人

清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任し、その任期は、更生会社の清算結了のときまでとする。

第８章　少額債権等の弁済

更生会社が、会社更生法第47条第５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した少額の債権の総額は、103万5742円である。

第９章　その他の必要的記載事項

会社更生法第167条第１項６号及び７号に規定する事項は存在しない。

別表１から15まで添付省略

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３２１号

福岡市東区和白５丁目33番８号

再生債務者　樋口　純二

1　決定年月日時　平成22年７月14日午後２時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年８月11日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月18日から平成22年８月25日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第２７号

岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田１番地21

再生債務者　村松　竹美

1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年８月12日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月26日から平成22年９月９日まで

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（再イ）第１３８号

神戸市垂水区南多聞台４丁目５番11号

再生債務者　金久　雅充

1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年８月12日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月19日から平成22年９月２日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第３号

徳島県三好市池田町州津大深田675番地１

再生債務者　竹内　利夫

1　決定年月日時　平成22年７月16日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年８月12日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月25日から平成22年９月１日まで

徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（再イ）第３号

岩手県宮古市太田１丁目８番１―103号　コーポ渥美Ａ

再生債務者　佐々木俊介

1　決定年月日時　平成22年７月16日午後２時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年８月13日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月27日から平成22年９月10日まで

盛岡地方裁判所宮古支部